

別表 小型船舶に搭載する無線設備 (搭載要件の一例)

船舶の種類及び 海域、航行区域		無線電信等											救命設備			航海用具		備 考			
		無線電話又は 直接印刷電信	MF (中波) 帯	HF (短波) 帯	インマルサット (B・C・M型)	MF帯・HF帯SSB無線電話 ※1 ※3	インマルサット(Fleet) (F33・F5 5・F77)	イリジウム・Isat Phone Pro・Oceana 800 ・スラヤ衛星電話 ※6	150MHz帯無線電話 ※2 ※3	40MHz帯無線電話 ※3 ※3	27MHz帯無線電話 ※3	N-STAR 衛星船舶電話	携帯・自動車電話 マリンホン 400MHz帯無線電話 マリンVHF ※3 ※4	アマチュア無線 ※5	簡易無線 パーソナル無線又はトランシーバー	小型船舶用EPIRB	小型船舶用レーダー・トランスポンダー		持運び式双方向無線電話装置	HF デジタル 選択呼出 装置及び	HF デジタル 選択呼出 装置及び
旅客船 (非国際)	A2 以内	平水、限定沿海 ※1	○	○	○	○	○	○	○	○	△	▲	▲	—	—	—	—	—	—	(無線電信等) ※1: デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出装置を施設していないもの。 A3又はA4水域を航行する第2種小型帆船の場合は、(財)日本セーリング連盟に所属している場合であって、同連盟の運用するHF海岸局との間で連絡することができるHFで運用する無線電話であれば免除により代替物として認められる。 ※2: 陸上に通信の相手方となる免許人所属の海岸局(無線局免許状の通信の相手方に記載されているもの)がある「船舶局」をいう。(例:(財)日本セーリング連盟に加盟し、同連盟が運用するVHF海岸局に加入している小型帆船に施設する国際VHF)なお、この国際VHFを無線電信等とする場合は、電波法上問題ないか地方総合通信局に確認することが望ましい。 ※3: 地方総合通信局が認める場合に限る。 ※4: スポーツ・レジャー用のもの。 ※5: 業務用船舶には不可。 ※6: 国内でイリジウム無線局免許を取得した電気通信事業者のものに限る。	
		沿海及び沿岸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○※2 ○※3	○※2 ○※3	○※2 ○※3	—	—	(無線電信等) ※1: 湖(琵琶湖を除く)、川、港内のみを航行する場合は不要。 (救命設備) ※2: 沿海区域に限る。 ※3: 平成6年11月3日迄に建造され、又は建造に着手された長さ12m未満の船舶は不要。	
		12m未満 12m以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○※2 ○※3	○※2 ○※3	○※2 ○※3	—	—	
プレジャーモーターボート・ 釣船・作業船・小型兼用船等 (非旅客船)	A2 以内	平水、限定沿海及び沿岸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(救命設備) ※1: 国際航海するものに限る。 ※2: 無線電信等を免除された搭載艇は除く。 ※3: 近海以上の航行区域を有する平成6年11月3日迄に建造され、又は建造に着手された長さ12m未満の船舶は不要。	
		沿海	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○※2 ○※2	○※2 ○※2	○※1 ○※2	—	—	—		
	12m未満 12m以上	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○※2 ○※2	○※2 ○※2	○※1 ○※2	○※1 ○※2	○※1 ○※2	—	—		
	近海	○	○	○	○	○	○	×	△	×	×	×	○※2 ○※2	○※2 ○※2	○※1 ○※2	○※1 ○※2	○※1 ○※2	—	—	(航海用具) ※4: 長さ12m以上でA3区域を航行する場合のみ必要。 ※5: インマルサット無線電話又はインマルサット直接印刷電信を備え付けている場合又は無線電信等を免除されている場合は不要。	
A3 以内	沿海 12m以上	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○※2 ○※2	○※2 ○※2	○※1 ○※2	○※1 ○※2	○※4 ○※5	—		
	近海以上	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○※2 ○※2	○※2 ○※2	○※1 ○※2	○※1 ○※2	○※4 ○※5	—		
第2種 小型帆船	A2 以内	平水、限定沿海及び沿岸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(救命設備) ※1: レーダー反射器(航海用レーダー反射器を除く。)を備え付ける場合は不要。 ※2: 国際航海するものに限る。 ※3: 近海以上の航行区域を有する平成6年11月3日迄に建造され、又は建造に着手された長さ12m未満の船舶は不要。	
		沿海	○	○	○	○	○	○	○	○	×	▲	×	○	○※1 ○※1	○※2 ○※2	○※2 ○※2	—	—	—	
	12m未満 12m以上	○	○	○	○	○	○	○	○	×	△	×	○	○※1 ○※1	○※2 ○※2	○※3 ○※3	—	—	—		
	近海以上	×	○	○	▲	×	▲ ※5	×	×	×	×	▲	×	○	○※1 ○※1	○※3 ○※3	○※4 ○※4	—	—	(航海用具) ※4: インマルサット無線電話又はインマルサット直接印刷電信を備え付けている場合又は無線電信等を免除されている場合(アマチュア無線、SSB無線電話又はイリジウムを備え付けている場合)は不要。	
A3	近海以上	×	○	○	▲	×	▲ ※5	×	×	×	▲	×	○	○※1 ○※1	○※3 ○※3	○※4 ○※4	—	—			
A4	近海以上	×	○	×	▲	×	▲ ※5	×	×	×	▲	×	○	○※1 ○※1	○※3 ○※3	○※4 ○※4	—	—			
漁船 (小型第1種及び小型第2種)	A	100海里以内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○※1 ○※2	○※1 ○※2	—	—	—	—	(救命設備) ※1: 小型第2種に限る。 ※2: 無線電信等を免除された搭載艇は除く。 (航海用具) ※3: インマルサット無線電話又はインマルサット直接印刷電信を備え付けている場合又は無線電信等を免除されている場合は不要。平成7年1月31日迄に建造され、又は建造に着手された漁船は、「操業の安全確保のための通信に関する申し合わせ事項」(「対象船舶一覧表」に該当船舶が記載されているもの)を船内に備える場合は不要。	
		2	○	○	○	○	○	○	×	△	×	×	×	○※1 ○※2	○※1 ○※2	—	—	—	—		
		3	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○※1 ○※2	○※1 ○※2	—	—	○※3 ○※3	—	—	
		4	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○※1 ○※2	○※1 ○※2	—	—	○※3 ○※3	—	—	

○: 認められる設備 △: 限定沿海船にあっては、母港がサービスエリア内にあるものに限る。ただし、携帯・自動車電話は主要航路で通信可能な場合に限る(主要航路等申告書の提出が必要)。 ×: 認められない設備 —: 施設する義務のない設備
▲: 船舶安全法施行規則第4条の規定により、無線電信等を施設することの免除を管海官庁(日本小型船舶検査機構各支部)から受けた船舶に、通信範囲内に限り代替物として搭載が認められる設備(免除申請が必要)。また、以下の船舶の場合も、同様の免除申請により代替物の搭載が認められる。(第2種小型帆船以外で代替物により免除する場合は、具体的航路(又は水域)を指定して航行区域を定めること。(定期検査時以外は船舶検査証書の書換申請が必要))
(1) 発航港から到達港までの距離が短い航路のみを航行する船舶の場合、汽笛、信号紅炎(大型船舶用)(但し、当該船舶の運航を行っている事務所において、当該船舶の就航する航路全般にわたり、運航状況を確認できる適切な運航管理がされていること。発航港及び到達港両方に事務所がある場合、航路距離が3海里以内を標準。)
(2) 母船の周辺のみを航行する搭載艇の場合、常に母船と連絡できる通信設備(トランシーバー等)
(注) 無線設備を取り替える場合は、検査機構の確認を受ける必要がある。
・ A3水域を航行する船舶であって、専ら離島周辺(沿海区域又は平水区域内に限る)を航行する場合、上記の表中の無線電信等のうちいずれかであって、陸上と日常の通信ができるもの(MF帯・HF帯SSB無線電話、150MHz帯無線電話、40MHz帯無線電話、27MHz帯無線電話、400MHz帯無線電話、5W型国際VHFについては、地方総合通信局が認める場合に限る。アマチュア無線、簡易無線、パーソナル無線又はトランシーバーの場合は免除申請を要す。)と上記の表中で必要とされる救命設備を施設すればよい。
※ 「5W型国際VHF」とは、「5W出力型VHF無線電話(マリンVHFを含む。)」ただし、16ch(156.8MHz)(緊急通信用)付きのものを示す。